

お知らせ

— Information —

申・・・申し込み先

問・・・問い合わせ先

お知らせします

小学校新入学児童に対する入学祝品贈呈

(社)茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに入学祝品(学用品)を差し上げます。該当児童のいらっしやるひとり親家庭で、祝品を希望する保護者の方は、在住する市の福祉事務所または児童福祉課へ、お子さんの氏名、性別、保護者名、住所、電話番号を1月31日(木)までに申し出てください。

申 伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58・2111 (内線1163)

問 茨城県母子寡婦福祉連合会

☎ 029・221・7505

第54回文化財防火デー

1月26日は、法隆寺金堂壁面が焼損した日(昭和24年)にあたり、この日を「文化財防火デー」と定めました。この日を中心として文化財を火災、震災から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、文化財愛護思想の高揚を図ります。

問 つくばみらい消防署

☎ 58・0111

農業委員会からのお知らせ

農業委員会からのお知らせ

①農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは、住宅・資材置場・駐車場など、農地以外の用途に転換することです。

農地は、皆さんの食生活を支えるかけがえのない財産です。無断で転用することは、地域の農業にとって大きな損失となりますので、転用をする際には、事前にご相談ください。

▼農地転用の種類

・農地法4条転用⇨農地所有者自らが農地を転用する場合

・農地法5条転用⇨農地所有者以外の者が、農地所有者から農地を買ったり、借りたりして転用をする場合

※市街化区域内の農地転用は、農業委員会へ届出をすれば許可は必要ありませんが、転用行為は必ず受理通知書が交付されてから開始してください。

▼農地転用の受付期間

・許可申請(市街化調整区域)の受付期間は、毎月10～14日です。

※ただし、締切最終日が土・日・祝日の場合は、変更になります。

・届出(市街化区域)の受付は随時行っています。

②農業委員会各種申請受付期間
2月の各種申請の受付期間は次のとおりです。

▼受付期間⇨2月12日(火)～14日(木)

申 問 谷和原庁舎農業委員会事務局

☎ 58・2111

(内線8120～8122)

農業用使用済ポリエチレンの収集

農業用使用済ポリエチレンを適正に処理するため、県・市・農業団体・排出農家が一体となつて経費を負担し、農業用使用済ポリエチレンの収集を実施します。

▼収集対象物⇨被覆用ポリフィルム・マルチフィルム・園芸用ポット・園芸用育苗トレイ・水稻育苗箱・マイカ線・肥料袋・寒冷紗（カネシタ）など

▼収集日⇨2月25日(月)
午前9時～午後5時

▼収集場所⇨茨城みなみ農協カントリーエレベーター

▼農家負担金⇨一戸当たり登録料一千円(今年度農ビ回収を行った方は除く)・処理料一千500円(1t未満)

▼申込期限⇨2月22日(金)

▼その他⇨申し込みの際は印鑑と負担金をご持参ください。農業容器・ブルーシート・園芸用連結ポット・あぜシート・

フィルム留め具・ポリコンテナは回収できません。

申 問 谷和原庁舎農政課

☎ 58・2111 (内線8152)

家ねずみ駆除薬剤配布の中止について

例年、実施してきた家ねずみの駆除薬剤の配布を中止します。

これまで、市内の家ねずみによる被害を未然に防止し、公衆衛生の改善を図る事業として進めてきましたが、その目的を達成したと判断しまして、薬剤配布を中止するものです。

今後は市販されている家ねずみの駆除薬剤をお使いください。

問 伊奈庁舎生活環境課

☎ 58・2111

(内線1121・1123)

平成20年住宅・土地統計調査の単位区設定について

総務省統計局では、平成20年10月に住宅・土地統計調査を行います。この調査の結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されています。

この住宅・土地統計調査に先